

柔道整復師の面接による確認の方法の概要（例）

1 面接確認委員会（仮称）の設置

全国健康保険協会都道府県支部と国民健康保険団体連合会に置かれる柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）において、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認するものとして、施術管理者及び勤務する柔道整復師（以下「施術管理者等」という。）に対し資料の提示及び閲覧を求めることを目的とし、施術管理者等への面接による確認（以下「面接確認」という。）を行うために、柔整審査会の中に「面接確認委員会（仮称）」を設置する。

2 面接確認委員会の委員

- (1) 面接確認委員会の委員は、柔整審査会の委員長が指名する。
- (2) 面接確認委員会の構成は、公平・公正をなし得るものとする。

3 面接確認の対象となる施術管理者等の選定

施術管理者等が次の要件に該当する場合、面接確認を実施する。

- (1) 柔整審査会の審査により、当月の請求状況及び当月以前の審査実績からみて、請求内容が作為的であると認められる場合。
- (2) 柔整審査会の審査により、当月の請求状況及び当月以前の審査実績からみて、不正及び著しい不当であると認められる場合。
- (3) 面接確認の結果、文書による改善報告を求めてもなお改善が見られない場合。
- (4) 経過観察中であって、柔整審査会の審査結果により面接確認の必要を認めた場合。
- (5) 保険者等、地方厚生（支）局又は都道府県知事から面接確認の依頼、その他面接確認が必要と判断する場合。

4 面接確認後の対応

- (1) 面接確認委員会は、面接確認後、柔整審査会の委員長へ結果を報告する。
- (2) 面接確認委員会の委員長は、面接確認の結果報告に基づき、不当の事実が軽微で改善が期待できる又は改善の必要がないと判断した場合、面接確認を行った施術管理者等へ結果通知書を送付する。
- (3) 施術管理者等は、結果通知書において改善すべき事項が示された場合、面接確認委員会の委員長へ改善報告書を提出するものとする。
- (4) 面接確認委員会の委員長は、面接確認の実施及び面接結果について、保険者等、地方厚生（支）局又は都道府県知事に対し、必要に応じて情報提供を行うものとする。
- (5) 面接確認委員会の委員長は、面接確認の結果に基づき、不正又は著しい不当の事実が認められたときは、面接確認を行った施術管理者等へ結果通知を行わずに地方厚生（支）局又は都道府県知事に対して情報提供を行う。

柔道整復療養費審査委員会面接確認実施フローチャート

柔整審査会

面接確認実施対象施術管理者等の選定

【判定基準】

- 1 当月の請求状況及び当月以前の審査実績からみて、請求内容が作為的であると認められる場合。
- 2 当月の請求状況及び当月以前の審査実績からみて、請求内容が不正又は著しい不当であるかどうか確認する必要がある場合。
- 3 面接確認の結果、文書による改善報告を求めてもなお、改善が見られないと認められるもの。
- 4 経過観察中であって、柔整審査会の審査結果により面接確認の必要を認めたもの。
- 5 その他面接確認を必要と認めたもの。

面接確認申請書 作成・提出

面接確認委員会

面接確認申請書の提出された施術管理者等について、面接確認の実施を検討、協議を行うため委員会を開催する。

要

面接担当委員のスケジュール調整
関係資料の作成
施術管理者等への連絡（スケジュール調整）

面接確認の実施

否

面接確認の必要性がないと判断された事案については、面接確認は開催しない。ただし、必要がある場合、再度事案として上げる事は可能とする。

- 面接確認の結果報告書作成
- 保険者等、地方厚生（支）局又は都道府県知事への情報提供